

# 行政視察報告書

## 1. 委員会または会派等

自由民主党議員団

## 2. 視察期間

平成26年5月7日 から 平成26年5月9日までの3日間

## 3. 視察先

- ①長野県上田市      ②長野県佐久市  
③経済産業省      ④国土交通省

## 4. 視察項目

- ①学校教育と食育の係わり・地産地消について  
②健康長寿における保健指導員制度と地域完結型医療について  
③, ④人口減少社会におけるコンパクトシティの考え方と都市計画について

## 5. 参加者

〔委員（議員）〕

光田 茂、入江裕二郎、境 公司、田中正繁、塚本二作、  
徳永春男、西山照清、山口雅弘、森 竜子

〔同行〕なし

〔随員〕なし

## 6. 考察

別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

平成26年6月6日

報 告 者      光 田   茂

大牟田市議会議長 殿

## 6. 考察

### ①長野県上田市

「学校教育と食育の係わり・地産地消について」

#### 1. これまでの経過

今回視察した真田中学は、1970年代は非常に荒れていた中学校であった。当時真田中学校に教頭として赴任された大塚先生（後に同中学の校長を務め、真田町の教育長、市町村合併後は2006年より上田市教育委員長となられる）が、着任当時の現状は、生徒数が1200名の大規模校で、不登校も常に60～70人で、机に伏している生徒が多く学校の外へ飛出し窃盗や強盗、学校近辺での喫煙、弱い子を連れ出していじめ、朝礼で貧血で倒れる生徒多数、保健室の利用生徒が多数であった。

この状態を打開するため、当時の真田町の教育改革として「授業改善、米飯給食、花づくり」を実践し、具体的には現況とその対策が下記の手法で取り組まれた。

#### ○現況と対策

##### 〈現況〉

- ・授業がつまらない。
- ・食生活の乱れ。
- ・潤いがない。

##### 〈対策〉

- ・授業の改善。
- ・米飯給食。
- ・花づくり。

特に、子ども達の荒れは大塚先生の独自の調査において食習慣の乱れに起因することが大きいという確信のもと、バランスのとれた米飯給食にした結果として、次のような効果が報告された。

- ①キレル子どもがいなくなり、万引きも含め非行がここ数年なくなる。
- ②暴力やいじめがなくなり、不登校が極めて少ない
- ③重度のアトピーやアレルギーの子どもがいなくなった
- ④中性脂肪・コレステロールの高い子どもがいなくなった
- ⑤そして、血のめぐりがよくなり、学習に集中できるようになって、全国学カテストでは、全国平均よりかなり高い成績を上げている。

以上の教育的効果が明確に向上したことに着目し、大塚先生が退任された後においてもどのような食育活動が継続されているのか視察の大きな目的とした。

## 2. 視察項目説明と質問内容の回答も含む



真田中学校校舎にて当中学が取り組んでいる学校給食を中心とした食育の取り組みの概要説明が担当者から以下の説明がなされた。

### 2.1 学校給食の役割について

学校給食法が55年ぶりに改定されたことで、栄養を補う学校給食（昭和29年学校給食法制定）から、食事情の改善や子どもの食生活の乱れの問題化から平成21年の学校給食法改正により食の大切さや食文化・栄養のバランスなどを学ぶ学校給食と位置付け、子ども達が食の大切さを理解し、身に付けることが重要と捉え、取り組んでいる。

### 2.2 真田中の給食の特徴

- ①地域食材を活用することで、食・農・命の繋がりを感じる手だてとする。
- ②上田市真田町産の米（あきたこまち）を主食とし、魚を多く取り入れ・野菜・大豆、大豆製品・海藻・きのこ・芋類を多く使った食事内容。
- ③主食・主菜・副菜・汁物・果物・牛乳のそろった栄養バランスの良い日本型の食事。
- ④毎食真田産の精白米に発芽玄米を10%入れ、給食室で炊いた炊きたてごはん。
- ⑤ビタミン類の補給と食事の満足感を満たすために果物を付ける。
- ⑥プロ意識のもと充実した調理内容、心を込めた手作り給食。

### 2.3 生徒への願い（学校給食における食育の役割）

若い時に栄養学や健康について学び、実践した人は、健康に留意した食べ方がわかり（食の選択）、たとえ途中で望ましくない食生活に陥っても、いつかは学んだことを思い出して自分の食生活や健康状態をコントロールできるようになります。

たとえ病気になったとしても、ふだんの健康な身体が病気の回復を早めてくれま

す。健康な身体と健康のための食の実践力こそお金にかえられない宝となります。この宝物を子どもの時に身につけさせるために日々の学校給食が役に立ちます。

食育の教材としての学校給食をおいしく作ってこそ学校での食育が推進され、子ども達の心と身体の健やかな成長が育まれます。学校での食育推進が家庭や地域の健全な食事や食育推進の躍動力となつてほしいとも願っています。

## 2.4 給食の内容

### (1) 〔献立と栄養上の配慮〕

校給食の所要栄養量基準

| 栄養素         | 中学校給食摂取基準      | 12～14歳の一泊あたり食事摂取基準 |       |
|-------------|----------------|--------------------|-------|
|             |                | 男子                 | 女子    |
| エネルギー(kcal) | 820            | 2650               | 2300  |
| たん白質(g)     | (範囲25～40)      | 60                 | 55    |
| 脂肪(g)       | 23.1～27.7      | 53～80              | 46～69 |
| カルシウム(mg)   | 450(目標値470)    | 800                | 650   |
| 鉄(mg)       | 4.0            | 11.5               | 13.5  |
| ビタミンA(μg)   | 300(範囲210～630) | 700                | 550   |
| ビタミンB1(mg)  | 0.5            | 1.4                | 1.2   |
| ビタミンB2(mg)  | 0.6            | 1.6                | 1.4   |
| ビタミンC(mg)   | 3.5            | 100                | 100   |
| 食物繊維(g)     | 6.5            | —                  | —     |
| 食塩相当量(g)    | 3g未満           | 10g未満              | 8g未満  |

定められている栄養基準量を目標にした食品構成に基づいて献立を作成する事を基本にするが、同校の生徒の実態も把握し調整をしている。

上記の他にマグネシウム(中学生は140mg)と、亜鉛(中学生は3mg)の摂取量に配慮すること。この基準値は身長、体重の平均値をもとに算出し、個々の児童生徒の健康及び生活活動等の実態により考慮を要することとされている。(同校の男女の比率によるエネルギー量は820キロカロリー)

### (2) 安全な給食作り

①子ども達の生命にかかわることを忘れないようにして仕事にあたり、衛生的な調理に心がけ、プロ意識と仲間の和を大切にする。(手抜きをしない、努力をおしまない、妥協しない)

②生の基本、衛生管理の基準項目を厳守する。

### (3) 年間給食予定日数

203日(見込み、他校より多い)、給食人員(職員含む)290人、給食費1食308円

(4) 栄養教諭 1 名 調理員 5 名

(5) 食事内容

☆主 食：原則として米飯とする。精白米は真田地区産、10%の発芽玄米（上田産玄米使用）を入れて自校炊飯（自校式）。

☆牛 乳：毎回1本（200 c c）

☆おかず：主食、牛乳、小魚の他に果物やデザートも含めて6～7品を心がけている。

：和食（日本型の食事）を中心とした献立とする。

：食物アレルギーを持つ生徒への対応をする。本年度12名（えび、果物、乳製品等）

☆地産地消：J Aや地域の生産者の皆さんにご協力をいただき、地域の産物を積極的に使用する。

使用量の多い地域食材（ジャガイモ ほうれん草 パセリ ピーマン アスパラ ブロッコリー カボチャ 小松菜 水菜 キャベツ きゅうり 玉葱 長ねぎ 大根 レタス トマト りんご なし きのこと類 まめ プルーン モロッコ 山菜等 いんげん 山ぶき たけのこ おおひじき みょうが もろこし果物 こごみ等

## 2.5 具体的な望ましい食生活（家庭での食育）給食の内容

\*一日三食をきちんと食べる。特に朝食を必ず摂り食生活リズムを整える。  
（歯みがきや運動）

\*食事のマナーを身につける。

（姿勢、箸の持ち方、食器の置き方、よくかんで食べるなど）

\*食べ物の命を感じ、感謝して食べる。食べ物を粗末にしない。

\*食べ物について知り、食べ物を選ぶ力、料理する力をつける。家族の一員として食事の準備や片づけに参加する。

\*行事食や郷土食、地域の産物などを取り入れ食文化を大切にする。

\*主食・主菜・副菜を基本とした栄養のバランスのよい日本型の食事に配慮すると共に盛り付けなどを工夫して家族そろって楽しい食卓をかこめるようにする。テレビを消して食事をしよう。

## 2.6 真田中学校における食育

教育目標：「かりがね精神」

○磨き合う知性 ○感じ合う心 ○鍛え合う身体 ○見つめ合う命

学校の教育目標を受けて、学校給食の献立を教材として重点研究の1つとして学校全体で食育に取り組まれている。（食に関する年間計画参照）

## (1) 実施内容

### ①給食の献立を通しての指導

- ・家庭での食事の見本となるような内容の給食（栄養面、量、盛りつけ等）
- ・「献立だより」で献立の願い等を生徒に知らせる
- ・セレクト給食やバイキング給食の実施
- ・弁当日の実施

### ②アンケート調査の実施

- ・生徒と保護者を対象に「食に関するアンケート」を実施し、実態把握。

### ③1年生の洗浄体験

- ・1年生全員が給食室での野菜などの洗浄体験を行う。

### ④健康教育月間の実施（10月）

- ・学年毎テーマを決めて食の授業を行う。
- ・「健康フォーラム」の開催 10月30日（水）
- ・自分で作る「お弁当の日」

### ⑤学校保健委員会の実施

- ・PTA保健厚生部と連携し、食に関するアンケート結果の発表、グループディスカッション等を行う。

### ⑥試食会の実施

- ・年3回、参観日の日に実施、地域の方や保護者の方に食の大切さや楽しさを感じてもらうために実施

### ⑦文化祭「かりがね祭」での給食委員の発表

- ・昨年度の実施：りんごの皮むき、きゅうりの輪切り挑戦コーナー、先生方や生徒の朝食紹介
- ・本年度の実施：豆つかみコーナー、朝食の栄養バランス、給食の歴史

### ⑧真田地区消費生活展への参加

## (2) 家庭・地域への発信

### ①保健だより 給食献立表 食育だよりの発行

### ②PTA厚生部と連携した活動

- ・試食会年3回、食に関する調査、学校保健委員会、保健厚生部だより親子クッキング

### ③健康フォーラム

- ・PTA厚生部の発表等

## 2.7 食育を通じた学校教育と地産地消について

### (1) 地域食材の使用状況について

- ・年間平均： 62%（平成25年度実績）

- ・使用食材。年間通して、米、発芽玄米、味噌、鶏卵等

その他は2.4給食の内容の⑤食事の内容を参照

- ・地域食材納入



## (2) 地域食材と食育

### ①健康月間(毎年10月)

- ・2年生 テーマ「私たちの郷土が誇る良質な地域食材を知ろう」
- ・学年全体を7つの班に分けての活動
- ・地域の生産者、直売所、加工所等での体験活動
- ・調べ学習
- ・発表
- ・1年生 きのことプロジェクト
- ・真田町きのこ協業組合のみなさんに教えていただき、きのこの植え付け、栽培、収穫、調理

### ②生徒会の活動

- ・給食委員会 かぼちやの栽培、味噌の仕込み、
- ・園芸委員 じゃがいもの栽培

### ③給食室での取り組み

- ・地域食材の展示
- ・ふきやたけのこ等の地元食材を給食室前に展示

## ②長野県佐久市

「健康長寿における保健補導員制度と地域完結型医療について」

### 【佐久市の概要】

- ◎ 長野県の東部に位置。
- ◎ 上越・長野新幹線の開業により都心まで約1時間20分  
上信越自動車道の整備、中部横断自動車道の建設も進むなど、首都圏・日本海圏・太平洋圏を結ぶ地域連携軸の結節都市。
- ◎ 佐久地域定住自立権の推進と世界最高健康都市の構築を都市のイメージに掲げまちづくりを進めている。
- ◎ 人口99,996人(H26.4)

### 【保健補導員制度の状況】

◎ 保健補導員組織は、昭和24年、厚生省が「国保保健施設拡充強化に関する通知」で保健指導のための住民組織として保健補導員の設置を市町村に呼びかける。長野県においては、当時、類似の住民組織が市町村にもあり、昭和46年に設立された長野県国保地域医療推進協議会により組織の設置が促進され、現在は全市町村において組織されている。佐久市では、昭和46年7月に衛生委員会婦人部と母子保健推進組織を発展的に解消して保健補導員会を発足。市民の健康管理は、家庭の主婦の手に期待することが大であり、当組織は家庭の主婦により結成される。平成17年4月に周辺2市1町と合併し、「自分の健康は自分たちでつくる」という意識の定着を図るために現在の組織を設立する。

#### ◎ 保健補導員の構成

1. 保健補導員数：708名（うち男性29名）
2. 選出方法：約30～50世帯に対して保健補導員1名の割合で、区長により推薦。（性別・年齢は問わない）
3. 平均年齢：58.1歳（最高年齢85歳・最低年齢27歳）
4. 任期は2年（再任は認めるが、ほとんどいない）

#### ◎ 保健補導員組織の目的

1. 住民の健康生活推進のための市保健事業への理解を深める。
2. 保健補導員が、自ら健康や生きがいについて学ぶことで健康意識を高め自分の家庭にそして地域に広める。
3. 保健補導員の経験者を地域に蓄積していくことで、市全体の健康意識を高める。

◎ 主な活動内容については、①各種研修会で学んだことを家族、そして地域へと普及する。②成人保健活動。③母子保健活動。④結核予防活動。⑤健康アンケートなどの調査活動。⑥地区自主活動。となっている。

#### ◎ 保健補導員組織の主な特徴

1. 地域の自治体（区単位）で選出され、「隣組」による日頃の「お付き合い」や「恩返し」の気持ちを持つ。
2. 特定の人から構成される組織ではなく、仕事や年齢に関係なく役が回ってくる。また、入れ替えにより、多くの経験者を地域に蓄積している。
3. この組織は「行政の末端組織」ではなく、保健補導員のそれぞれの関心や地域の事情に応じた多彩な活動がある。また、他の組織と比較して規模（人数等）が維持されている。
4. 「半強制的」な役職の持ち回りがあるが、「半強制的」な選出にも関わらず、活動を通して「やってよかった」「勉強になった」「仲間づくりができてよかった」など活動を通して意識が変化する。



◎ 保健補導員事業に対する事業費

1. 市予算として、保健予防事業協力手数料が約 200 万円、健康アンケート調査委託料が 30 万円、会に約 32 万円。
2. 国民健康保険特別会計より約 156 万円（一人当たり年額 2,200 円）がある。

【地域完結型医療の状況】

- ◎ ～「健康長寿」世界一を目指して～のスローガンのもと、長野県が平成 25 年 2 月に信州保健医療総合計画を策定。限られた医療資源を前提に、医療サービスを県民に適正かつ効率的に提供していくために、医療機能に応じた医療機関の適正配置・機能分担・相互連携を進めている。また地域単位としての医療圏を設定し、包括的な医療サービスを提供するための体制整備を目指している。一次医療圏は市町村単位で、住民の健康管理活動・一般的な疾病への対応など日常生活に密着したサービスを行う区域。二次医療圏は都市と周辺地域を一体とした広域的な生活圏で、高度・特殊な医療を除いて入院医療や包括的な医療サービスを行う区域。三次医療圏は県内を 4 圏域に区分し、専門性の高い高度・特殊な医療サービスを行う区域。
- ◎ 地域医療の現状は、医療の高度化・専門化が急激に進んでいることや、患者の大病院志向、夜間・休日診療の要求の高まり、また医師の業務量の増加などによる医師不足を原因とする「医療機関の閉鎖」や「特定診療科（産婦人科や小児科）の休止」など、医療崩壊が起きています。佐久市では、周辺地域の医師不足の影響を受け、医療機関のバランスが崩れ、いつ医療崩壊が起きてもおかしくない状況にあり、佐久地域において良質な医療に安定供給を実現するために佐久総合病院の再構築を進めている。
- ◎ 医療機関の役割分担と使い分けについては、医療従事者や高額な医療機器などの限られた医療資源を有効的に機能させることが重要であり、地域の医療機関に患者さんが適正に受信することが必要です。その為には、医療機関はかかりつけ医と専門医の医療連携を強化し、それぞれが持つ機能や役割に応じた医療を提供すると共に、患者さんは普段はかかりつけ医に診てもらい、病気やけがの状態が必要があれば専門的な診療を受けるなど、医療機関に役割に応じた使い分けを心がけることが必要となる。
- ◎ 佐久市では、公的医療機関が佐久総合病院・市立浅間総合病院・川西赤十字病院の 3 か所があるが、佐久総合病院を「急性期救急医療・高度専門医療」を提供する病院機能を分割して工場跡地に佐久医療センターの新設を行った。佐久総合病院では、一次・二次救急医療の提供、地域のニーズに即した一般医療機能、保健予防及び健康づくり活動、在宅医療の提供など、かかりつけ医の役割も担うと共に地域に密着した医療提供を行う。佐久医療センターは、原則として救急・急性期医療、高度・専門医療を行う紹介型病院として、二次救急医療では対応できない複数診療科にわたる特に高度な処置が必

要な患者さんに対応している。

- ◎ 「佐久市医療体制等連絡懇話会」を佐久医師会・佐久総合病院・市立浅間総合病院・長野県等の関係機関で構成し、新たに必要となる医療連携体制の構築に向けた話し合いを進めると共に、「医師の交流」等も積極的に行い病院同士の連携が進められている。

### ③経済産業省

#### 「中心市街地活性化法改正法案について」

##### 【国の考え方】

25年6月に閣議決定された日本再興戦略によると、「地方都市においても街なかへの集約化による都市構造の再構築を行い、人口が減少するなかでも住宅・医療・福祉等の機能を街なかに誘導し、都市の活力の維持・向上を図る」「コンパクトシティの実現に向け、民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化を図る」とされており、中心市街地の活性化の実現に向けて、いまが地方のまちづくりの最後のチャンスであり新たな起業や旺盛な民間投資がなされ地域経済の成長のけん引力となるような事業環境を形成しなければならないという小委員会での中間とりまとめも示されている。

また26年1月の総理施政方針演説のなかでも中心市街地に生活機能を集約し、あわせて地方の公共交通を再生することにより、まち全体の活性化につなげていくと示されている。

##### 【中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律案の概要】

中心市街地への来訪者または中心市街地の就業者もしくは小売業の売上高を相当程度増加させることを目指して行う事業を認定し重点支援することで、民間投資を喚起する制度を新たに創設。

#### (1)重点支援「特定民間中心市街地経済活力向上事業」

中心市街地における経済活力の向上を図るため中心市街地への来訪者を増加させるなどの、効果が高い民間プロジェクトを認定する制度を新たに創設。事業の作成は民間事業者で経済産業大臣が認定。中心市街地活性化協議会（地元）の同意が必要。特例措置としては予算措置の拡充や建物等の取得に対する割増償却制度といった税制優遇措置の創設、中小企業基盤整備機構による市町村を通じた無利子融資、地元が望む大規模小売店舗の立地手続きの簡素化などの措置がある。

#### (2)裾野拡大（中心市街地活性化を図る新たな措置）

中心市街地活性化基本計画の認定要件を緩和。民間事業者が事業を作成。経済産業大臣が認定。民間中心市街地活性化事業を新設。

小売業の顧客の増加や小売業者の経営の効率化を図るソフト事業（イベント・研修を行う事業）を認定する制度を新たに創設し、資金調達を円滑化する等の支援を行う。

また市町村が作成し内閣総理大臣が認定する中心市街地活性化基本計画については従来のスキームを拡充。規制の特例として道路占用の許可の特例措置、中心市街地において活動が認められる特例通訳案内制度など講じ支援する。

#### 【地方都市再興に向けた政府の取り組み】

都市の再生、中心市街地活性化施策の強化、地域公共交通の充実の連携を図ることが重要であるとし、改正都市再生特別措置法、改正中心市街地活性化法、改正地域公共交通活性化・再生法においてそれぞれの法律における計画の相互の適合・調和を図ることが示されている。

### ④国土交通省

#### 【背景】

都市再生の背景として、地方都市では拡散した市街地で急激な人口減少が見込まれる一方で、大都市では高齢者が急増すると見込まれている。そこで、都市全体の構造を見渡しながら居住者の生活を支えるようなコンパクトなまちづくりを推進（多極化ネットワーク型コンパクトシティ化）していくことが必要であると考えられている。

#### 【都市再生特別措置法の一部改正】

市町村は住宅及び医療施設、福祉施設、商業施設その他の居住に関連する施設の立地の適正化に関する計画「立地適正化計画」を作成することができる。計画には区域のほか、居住誘導区域や居住環境の向上、公共交通の確保、その他の居住を誘導するため市町村が講ずべき施策、居住に関連する施設の立地を誘導すべき区域や施策を記載。

#### (1) 都市機能誘導区域

生活サービスを誘導するエリアと当該エリアに誘導する施設を設定。福祉や医療、商業等の都市機能の立地を促進するもので、移転に係る買換特例（税制）や民都機構による出資等の対象化、交付金の対象に通所型福祉施設等を追加。福祉・医療施設等の建て替えのための容積率などの緩和、公的不動産・低未利用地の有効活用（市町村が公的不動産を誘導施設整備に提供する場合、国が直接支援）などがあげられている。

#### (2) 居住誘導区域

居住を誘導し人口密度を維持するエリアを設定。区域内における居住環境の向

上を図るため、区域外の公営住宅を除却し区域内で建て替える際の除却費補助や住宅事業者による都市計画、景観計画の提案制度（低層住居専用地域への用途変更など）。

### (3) 公共交通

維持・充実に図る公共交通網の設定。公共交通を軸とするまちづくりでは地域公共交通網形成計画の立地適正化計画への調和、計画策定支援（地域公共交通活性化再生法）や都市機能誘導区域へのアクセスを容易にするバス専用レーン、バス待合所や駅前広場などの公共交通施設の整備支援などがあげられている。

#### 【財政・金融上の支援制度】平成26年度予算

##### (1) 都市機能立地支援事業（新規）＝40億円

都市機能誘導区域内の医療や社会福祉、子育て支援、商業等の誘導施設が対象。市町村は公的不動産の賃貸料減免等による支援があり国は民間事業者に対する直接支援。

##### (2) 社会資本整備総合交付金（拡充）＝9124億円の内数

(1)の誘導施設に加え通所型福祉施設など対象。

##### (3) 民都機構による金融支援（拡充）＝55億円

支援限度額の引き上げで、総事業費の50%以下。通路や緑地、広場といった公共施設の加え誘導施設の整備費も対象に拡充。

##### (4) 社会資本整備総合交付金（拡充）＝9124億円の内数

駅前広場やバス乗り換えターミナル、待合所、バス専用レーンなど生活に必要な機能へのアクセスや立地誘導を支える公共交通施設。歩道の拡幅やバリアフリー化など歩行空間の整備が対象。支援率がかさあげられ、居住誘導区域は国が1/2、地方1/2となった。

#### 【議員の考察】

##### ①長野県上田市について

ここでは、食育を知育・徳育・体育の基礎と捉え、単発的な食育活動ではなく、年間を通して総合学習の時間を上手く利用されている。

生徒が自ら取り組み調査や発表会、委員会活動、弁当の日等の様々な体験を通した実践的な食育活動は、やらされているのではなく生徒一人一人が正しく食育を学んでいる活動内容になっていることに感心させられた。

基本的には、学校給食において日本食を中心としたメニューとなっており、日本食は洋食に比べて添加物の含有量も少なく、発芽玄米を取り入れた完全米飯については評価される。

地元食材については地域の協力もあり、上田市真田町の地元産を含む地域食材の

使用率が62%(平成25年度実績)と非常に高く、地元農業振興にも役立っている。

また、生徒自身による味噌造りについては、日本の食文化の基本であり、献立についても旬の食材や地元産の食材による献立作りがなされており、米飯、味噌汁、漬物等の使用頻度が高いことは喜ばしいことである。

真田中学校は総合学習の時間を食育の実践活動に活用されている。特に、食育推進委員会兼学校保健委員会では、さまざまな体験活動(健康フォーラム、弁当の日、アンケート調査および分析、学校農園、原木キノコ栽培等の様々な取り組み)がなされている。

このことは、**2.3生徒へのねがい(学校給食における食育の役割)**で述べてあるように、**繰り返しになります。**

若い時に栄養学や健康について学び実践した人は、健康に留意した食べ方がわかり(食の選択)、たとえ途中で望ましくない食生活に陥っても、いつかは学んだことを思い出して自分の食生活や健康状態をコントロールできるようになる。

たとえ病気になったとしても、ふだんの健康な身体が病気の回復を早める。

健康な身体と健康のための食の実践力こそお金にかえられない宝となり、この宝物を子どもの時に身につけさせるために日々の学校給食が役に立ちます。

食育の教材としての学校給食をおいしく作ってこそ学校での食育が推進され、子ども達の心と身体の健やかな成長が育まれます。学校での食育推進が家庭や地域の健全な食事や食育推進の躍動力となつてほしいとも願っています。

このことが、学校給食における学校での食育活動であると思うところです。

## ②長野県佐久市について

「保健補導員制度」については、長野県は男女共に長寿日本一の県であり、一人当たりの医療費は全国で5番目に低い。「保健補導員」という聞き慣れない制度ではあるが、これまでに延べ25,000人以上の方が地域に密着して健康生活推進のために活動をされている。本市では、各公民館・自治会の組織に福祉委員さんがいらっしゃるが、民生委員さんとの区別がよくわからない状況なので、市の推進する病気予防・健康増進・医療費の削減など市民との協働が必要であり、この「保健補導員」のような役割を担っていただくことを検討すべきだと思う。

「地域完結型医療」については、本市は医師会による高田町との休日診療などの体制はあるが、長野県が進めているような状況ではない。市内にあるすべての公的医療機関と医師会の連携や救急・急性期医療、高度・専門医療を行う紹介型病院の構築は必要であると考えます。定住自立圏を形成している全自治体と共同で地域医療の再構築を検討すべきだと思う。

## ③経済産業省について

現在、大牟田市でも策定が進められている中心市街地活性化基本計画は、平成26年4月現在で119市、122区域が認定を受けている。しかしながら成果が得られている事例は少なく、説明にもあったように国としても基本計画の認定要件の緩

和や民間活力への支援、税制措置など行い、中身の充実を図られている。また他の省庁との連携が必要不可欠であるとして横の連携を強化。地域活性化に向けた各省庁連携のプラットフォームを構築されている。これは地方自治体にも言えるものであると感じた。やはり所管する部局だけでなく各部署の連携、情報の共有化がこれからのまちづくり、活性化には欠かせないものと再確認した。

また国の動向を地方自治体もしっかりと把握し、意欲的に有利な財源確保や特例措置など取り入れることができるよう情報収集する必要があると感じた。せっかくの優遇措置なども使えなければ意味がないのではないか。

まちなか居住などコンパクトシティによる中心市街地の活性化を図るには長い年月がかかるものであり、早めのスタートを切ることが成功につながる要因のひとつであると感じた。

#### ④国土交通省について

参考となった事例にあげたもののほか、暮らし・にぎわい再生事業やまち再生出資業務、中心市街地共同住宅供給事業、まちなか居住再生ファンド、都市再生整備計画事業、身の丈再開発の推進、民間まちづくり活動促進事業、都市環境維持・改善事業資金融資、住民参加型まちづくりファンド支援業務、耐震・環境不動産形成促進事業などさまざまな支援措置、事業があるなかで、国においても事業の実効性を高めるため各省庁の連携に力が注がれている。

大牟田市においても国から示される優遇措置や支援措置に常にアンテナを張り、いかに大牟田市にあったプランを策定していくかが重要であり、これまで以上の各部・各課、また関係団体等との連携が不可欠である。